

長野県民医連医学生奨学金貸付規程

一条（奨学金貸付制度の目的）

長野県民医連の医療施設に働く医師を養成し、後継者を育成するためにこの奨学金貸付制度を定める。

二条（奨学生の心得）

奨学生は将来長野県における民医連運動を積極的に進める医師となるために、医学医療の知識と技術の修得と向上に全力をつくすとともに、民医連綱領に掲げる医療と理念を実践的に学ぶことに努める。また、多くの医学生に民医連を知らせる事に努力する。民医連の主催する各種の催しや必要な会議、懇談会には積極的に参加する。

三条（奨学生の資格条件）

本奨学生はこの規程を承認し、所定の申込書によって申請し、加盟院所の推薦により面接して決定する。

四条（支給基準）

医学部3年までは月額5万円、4年以上は月額6万円を限度とする。さらに必要なときは特別貸付金として長野県民医連医学生特別貸付金細則に基づき実施する。

五条（支給期日）

月額を基準に、当月分を15日までに支給する。

六条（奨学金の返済）

奨学貸付金は次の場合返済する。

- ①. 奨学生が長野県民医連に勤務しなかった場合、或いは中途退職の事由が生じた場合、速やかに必要な関係者で協議し奨学金を返済する。
- ②. 奨学金の返済は、事由が生じてから一ヶ月以内に行わなければならない。一ヶ月を越えて分割して返済する場合は契約を結び長野県民医連理事会で承認した後、年利1%の利息を加算した額を返済しなければならない。
- ③. 当該医学生が返済できない場合は、保証人が代わって返済を行う。

七条（住所届出と状況の報告について）

奨学生は常に住所と連絡先を明確にする必要があり、変更ある場合には速やかに長野県民医連事務局まで連絡する。また月一度は何等かの方法で状況を報告する。

八条（手続き）

1. 申請書
2. 小論文
3. 履歴書（本人自筆）
4. その他長野県民医連が必要とするもの

九条（その他）

1. その他長野県民医連と当該医学生との間で不都合など生じた場合は、速やかに話し合いを行い、場合によっては理事会で検討する。
2. この規程は、1983年5月より実施する。

1992年4月一部改定

1998年4月一部改定

2003年12月一部改定

2009年11月一部改定

長野県民医連医学生奨学金返済免除細則

奨学生が長野県民医連の院所に以下の通り勤務した場合は、奨学金の返済は免除する。

- ①. 卒後2年間は奨学金の返済は免除されない。但し、卒後3年目以降に継続して長野県民医連の院所に勤務した場合は勤務期間に応じて奨学金の返済を免除する。
- ②. 奨学金貸付規程第六条により返済が生じた場合、奨学金として貸付された総額から奨学金の返済免除月額の実施合計額を減じた金額とする。その場合①により卒後3年目以降に引き続き長野県民医連の院所に勤務した場合は、卒後2年間を遡って返済免除期間として計算する。
- ③. 特別な理由により返済困難な場合、理事会の承認を経て奨学金の一部または全部を返済免除する。
- ④. その他長野県民医連と当該医学生との間で不都合など生じた場合は、話し合いを行い、場合によっては理事会で検討する。

(例)

- 1) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後6年間(72ヶ月)長野県民医連の院所に勤務した場合、奨学金は全額返済免除となる。
- 2) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後2年(24ヶ月)で退職した場合、奨学金は全額返済する。
- 3) 6年間(72ヶ月)奨学金を受けた場合、卒後2年間(24ヶ月)勤務し、継続してさらに1年半年間(42ヶ月間勤務)勤務した場合は2年半年間分(30ヶ月間)返済する。

2010年11月一部改定

長野県民医連医学生特別貸付金細則

長野県民医連医学生特別貸付金（以下、特別貸付金という）は長野県民医連医学生奨学金（以下、奨学金という）を受けている医学生が、奨学金貸付規程第4条（支給基準）の月額限度額以上の貸付を行う場合は以下の手続きを行う。

- ①. 長野県民医連医学生特別貸付金申込書に返済方法を含め記入し提出する。
- ②. 提出された書類を長野県民医連理事会（以下、理事会という）で検討し決定する。

この特別貸付金の細則は以下の通りとする。

1. この特別貸付金は奨学金を受けている医学生（留年中を含む）に限る。
2. 特別貸付金限度額は月額5万円とし貸付期間は6年間とする。但し、奨学金の期間とは別に設定できることとする。
3. 特別貸付金は全額返済する。特別貸付金の返済については奨学金貸付規程第六条に基づき処理する。
4. その他長野県民医連と当該医学生との間で不都合など生じた場合は、速やかに話し合いを行い、場合によっては理事会で検討する。